

防災通信

まなぼう災!



～土砂災害、こんな変化に注意!～

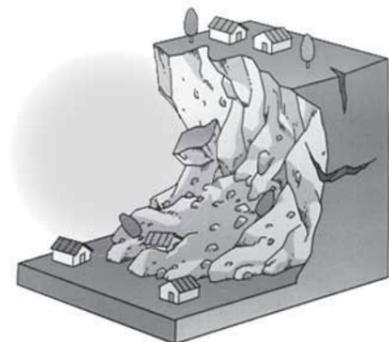
土砂災害を大きく分けると「がけくずれ」「土石流」「地すべり」の3つのタイプに分かれます。万一、お住まいの近くで下記のような「前兆現象」に気づきましたら役場(総務課・建設課・支所地域振興課)までお知らせください。

がけくずれ

斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象です。

主な前兆現象

がけにひび割れができる。小石がパラパラ落ちてくる。がけから水が湧き出る。湧き水が止まる。湧き水が濁る。地鳴りがする。

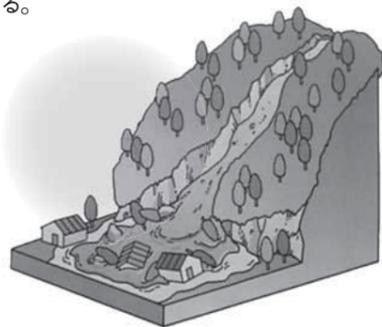


土石流

山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。

主な前兆現象

山鳴りがする。急に川の水が濁り、流木が混ざり始める。腐った土の匂いがする。雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

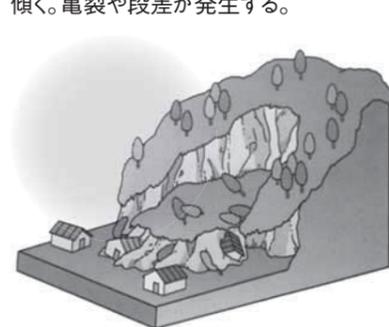


地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面向下に移動する現象です。

主な前兆現象

地面がひび割れたり陥没したりする。がけや斜面から水が噴き出す。井戸や沢の水が濁る。地鳴り・山鳴りがする。樹木が傾く。亀裂や段差が発生する。



シニアカー購入費の補助金について



事業概要

この事業は、町内に在住する高齢者(70歳以上)が、運転免許証を返納するなど、自力の移動交通手段がなく、外出が困難な方がシニアカーを購入する際に一部補助を行い、外出時の利便性と自立した生活を営むことができることを目的としています。

対象者

町内に住所を有する70歳以上の高齢者でかつ次の各項目のすべてに該当される方

- ①運転免許証を取得せずまたは、運転免許証を返納するなどして、自力の移動交通手段がなく、一人で買い物、医療機関や畑等に外出が困難な方
- ②町民税および介護保険料等の滞納のない方
- ③他にシニアカー購入の補助やレンタルを受けていない方

補助金額

新車購入の場合は、5万円を限度とします。
中古車購入の場合は、3万円を限度とします。

保険加入

購入の際は、交通事故等不測の事態に備えるため必ず「損害賠償保険」に加入してください。

申請方法

日高川町役場 保健福祉課

※ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

防災センター オープンから 1年!

昨年5月18日のオープンから早や1年を迎え、来場者数は約3,600名になり、町内外から大勢の方が視察や見学に来られました。

イベント関係では「水害や地震の写真パネル展示」、「防災啓発映画の上映会」、「津波防災の日・世界津波の日イベント」、「防災気象講演会」、「まなぼう災2020in防災センター」を行いました。4月からは日高広域消防事務組合のOB2人もスタッフとして加わっています。今後とも災害に対する備えに力を入れてまいります。

■お問合せ 日高川町防災センター ☎24-9280

建設業等における熱中症予防指導員研修

講習日程 令和2年6月9日(火)

講習場所 和歌山県建設会館3F会議室

講習時間 13:00~17:00

受講料 7,070円(テキスト代を含む)

申込方法 申込書に受講料を添えて持参または現金書留で郵送

申込期間 令和2年5月11日(月)から、定員になり次第締切り

詳しくは、下記までお問合せください。

■お問合せ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎073-436-1327 FAX 073-426-3987



在宅血液透析治療を 受ける予定の方・受けている方へ

助成金のご案内

日高川町では、在宅で血液透析の治療を受ける方に対し、以下の助成金を支給します。助成を受けるには事前に申請が必要です。



[在宅血液透析導入に係る機器設置工事費助成金]

対象者

- 日高川町に住所を有する方
- じん臓機能障害と記載された身体障害者手帳を所持する方がいる世帯に属する方
- 助成対象工事に係る経費を負担する方

対象となる工事

在宅血液透析に係る機器を作動させるために必要な電気工事や給排水工事

助成金の限度額

- 以下の額または実際の経費のいずれか低い額
- ・町民税課税世帯：200,000円
 - ・町民税非課税世帯：400,000円
 - ・生活保護世帯：600,000円

その他、必要書類や詳細等については、下記までお問合せください。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

[在宅血液透析費助成金]

対象者

- 日高川町に住所を有する方
- じん臓機能障害と記載された身体障害者手帳を所持する方
- 在宅血液透析を行っている方

助成金額

月額2,000円



「人権擁護委員の日」特設相談所開設

日時 令和2年6月1日(月)
10:00~15:00

場所

地区	場所
川辺地区	社会福祉協議会 1階 相談室
中津地区	中津支所 1階 会議室
美山地区	美山支所 1階 会議室

内容 悩みごと、困りごと、人権相談。人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。

人権擁護委員の日 全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。今年の特設相談所は6月1日(月)に開設します。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701